令和８年度新城市権利擁護支援センター講演会

『成年後見制度はどう変わる？』
～新しい後見制度を知ろう～

民法改正に伴い、知的や精神に障がいがある方や認知症のある方を法的に支える成年後見制度が変わる予定です。
ご利用されているご本人の判断能力が回復しない限り、やめることができない制度から、課題が解決すればやめることができる「終われる成年後見制度」への移行など、いくつかの改正のポイントを学んでみませんか。

講　師
・日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センターセンター長
・名古屋市権利擁護支援協議会委員
・日本福祉大学客員教授

弁護士　矢野　和雄　氏

日　時：令和８年１１月１４日(土)
１３：３０～１５：３０(１３：００開場)
場　所：新城文化会館３階大会議室
対　象：どなたでも参加いただけます(事前申し込みが必要です)
定　員：５０名(先着)
参加費：無料

ご参加のお申込みは裏面をご覧ください

参加申込方法

・電話や FAX、メールから申込できます。
・FAX での申込は、下記の FAX 申込書をご使用ください。
・メールでの申込は、下記の FAX 申込書の記載にあります
　①～④ をご入力ください。

申込締切　令和８年１１月６日（金）まで

ＦＡＸ申込書

０５３６－２３－５０４６

ss@shinshiroshakyo.or.jp

フリガナ	
①お 名 前	
②連 絡 先	電話 ・ FAX ・ メールアドレス（いずれかに〇で記入）
③住所又は所属	
④備　　考	・２名以上で参加される場合、その他の方の氏名（①の方が代表者となります。） ・座席の配慮や講師に聞きたいこと　など

問合せ先　**新城市権利擁護支援センター　０５３６－２４－９８１１**